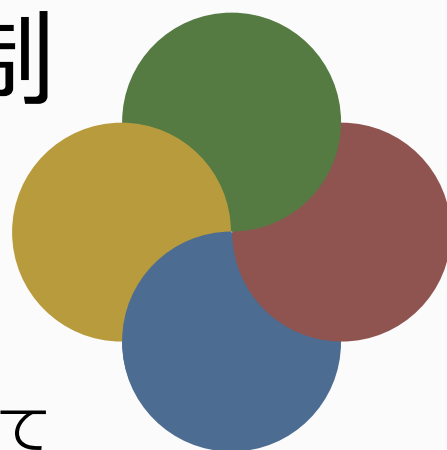


# 新見市消防体制 基本構想計画

市民の安全安心を守るため  
持続可能な消防体制をめざして



令和3年  
新見市消防本部



令和元年 撮影

## はじめに

新見市の消防体制については、令和2年に策定された「新見市総合計画」の中で、「機能的な消防救急体制で市民の生命、財産を守る」ものと定め、常に消防機能及び地域消防力の強化を図るとともに社会の変化に応じて見直しを進めることとしております。人口減少や高齢化がさらに進む社会の中で、近年、災害の発生要因は複雑・多様化してきており、今後、市民が消防に寄せる期待は、ますます大きなものとなっています。

このことから、本市が大きな被害を受けた、「平成30年7月豪雨災害」及び「令和元年9月集中豪雨災害」から得た教訓をもとに、消防の取り組みを総括・検証するとともに、将来に向けた持続可能な消防体制のあり方について、有識者、消防業務に関係する団体及び地域住民の代表者で構成する新見市消防体制基本構想検討委員会において議論を重ねていただいた結果、出された提言を参考とし、このたび「新見市消防体制基本構想計画」を策定しました。

消防の任務は、いうまでもなく火災や風水害、地震等の自然災害から、公助として市民の“いのち”を守ることです。

しかし、公の力をはるかに上回る大規模災害等が発生した場合、災害に対して、「自助」・「共助」・「公助」がそれぞれに果たす役割分担は7:2:1と言われており、「自助」・「共助」が特に重要となってきます。

市民・地域・消防、それぞれがこれを認識し、与えられた役割を適切に担うことができるよう、協力体制を充実させていくことが必要と考えます。

「新見市消防体制基本構想計画」は、将来の新見市において、持続可能な消防体制の構築を主眼として、新見市総合計画のまちづくりにおける施策展開の方向性としてかけられる「安全で、市民生活を支えられるまち」の実現に向けて、市民・地域・消防がともに連携し、協力しながら取り組んでいくために必要な計画です。

今後は、本計画を市民の皆様と共有しながら、恒久的に安全で安心して暮らせるまちを目指していきたいと考えています。

令和3年4月  
新見市消防長

## ◇目次

I	新見市消防体制基本構想計画の趣旨について……………	1
1	新見市消防体制基本構想計画の趣旨	
2	新見市消防体制基本構想計画の期間	
3	新見市総合計画との連携	
4	実行計画の計画期間	
5	新見市消防体制基本構想計画の検証体制	
II	新見市消防体制基本構想計画策定にあたって……………	3
1	消防を取り巻く環境の変化	
2	国の動向	
III	策定に向けた現状……………	9
1	消防組織体制	
2	警防体制	
3	予防体制	
4	新見市消防団の状況	
5	自主防災組織等	
IV	主要な課題と取り組み……………	21
1	消防本部・消防署の課題と取り組み	
2	消防団の課題と取り組み	
3	自主防災組織等の課題と取り組み	

# I . 新見市消防体制基本構想 計画の趣旨について

## 1 新見市消防体制基本構想計画の趣旨

この計画は、「安全で、市民生活を支えられるまち」を実現するため、本市の人口動態、インフラ整備、市民ニーズに合わせて消防施設、人員及び消防車両・資機材を有効に活用することにより、本市の将来に向けた持続可能な消防体制を構築することを目的に策定するものです。

## 2 新見市消防体制基本構想計画の期間

計画の期間は、10年間（令和3年度から令和12年度）とします。

## 3 新見市総合計画との連携

総合計画は、本市が目指す将来像や目標を明らかにし、その実現に向けた基本的な考えを示す「基本構想」と、基本構想に基づく行政分野を総合的、体系的に示す「行動計画」の2層で構成されています。消防体制基本構想計画は、行動計画に掲げる行政各分野の施策・取り組みのうち、消防・救急に関する施策を具体的に実施するための計画とします。

## 4 実行計画の計画期間

新見市消防体制基本構想計画に係る施策を推進するため、より詳細な実行計画を定め、事業を実施します。なお、計画の期間については、5年間（令和3年度から令和7年度）とし、毎年度の目標を設定し、5年後に計画を見直します。

## 5 新見市消防体制基本構想計画の検証体制

新見市消防体制基本構想計画を実現するために、市民も含めた検証体制を確立し、数値目標を定めた実行計画をとおして検証を行います。

## Ⅱ．新見市消防体制基本構想 計画策定にあたって

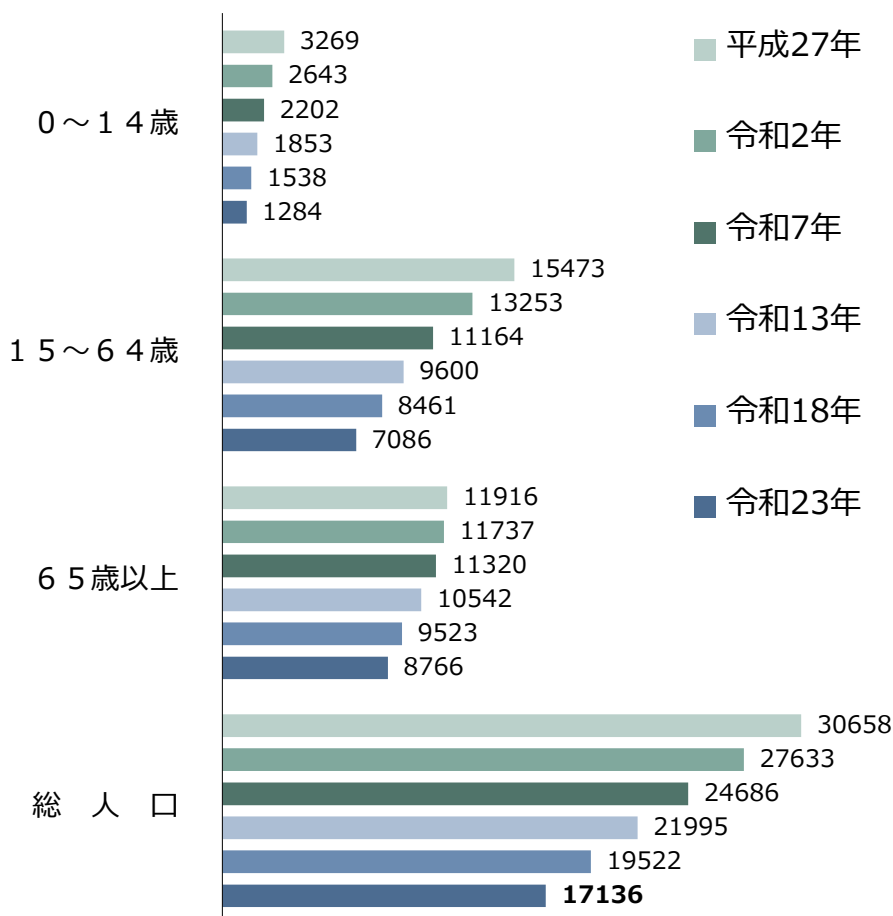
## 1 消防を取り巻く環境の変化

近年、災害や事故が複雑・多様化、大規模化しており、また、人口減少社会への移行により、市民ニーズの変化、急速な高齢化社会の到来、さらには豪雨災害や新興感染症への対応など、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。一方で、本市の財政状況も踏まえ、消防体制のより一層の効率的・効果的な運用が求められています。

今後の消防は、このような社会環境や市民ニーズの変化、高い確率で発生が予測されている南海トラフ地震をはじめとした大規模災害時に的確に対応し、市民の生命、身体及び財産を守っていくことが求められています。

### 新見市の将来人口推計

<国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所推計による>





## 2 国の動向

### (1) 消防力の整備指針

平成17年に市町村の消防力の整備目標としての性格を明確にし、十分な活動を促すため、告示の名称が「消防力の基準」から「消防力の整備指針」に改められ、以下の基本理念のもと地域の実情に即して具体的な整備に取り組むことが要請されました。

- 総合性の発揮
- 複雑・多様化、高度化する災害への対応
- 地域の防災力を高めるための連携
- 大規模災害時等における広域的な対応

### (2) 消防・救急無線のデジタル化

電波法関係審査基準の改正により、平成28年5月31日までに従来のアナログ式消防救急無線からデジタル式消防救急無線へ移行することが決定され、本市においても平成26年11月に消防救急デジタル無線の運用が開始されました。

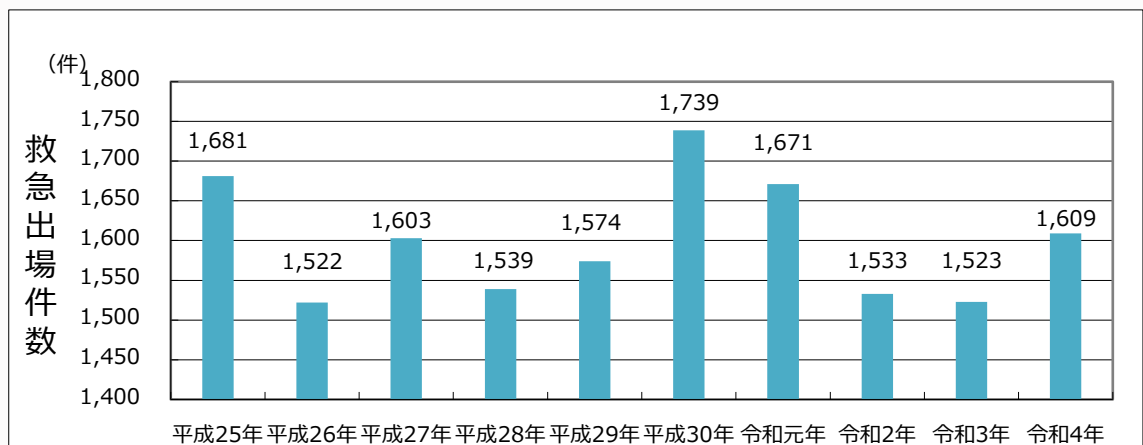
### (3) 緊急消防援助隊の充実強化

緊急消防援助隊の基本計画に基づき、部隊及び装備の充実を図るとともに、一層効果的な消防応援を行うため、後方支援体制の充実が図られています。また、各関係機関と連携し、より実践的な地域ブロック合同訓練を実施しています。本市においても、消防隊3隊、救急隊1隊を登録し、車両の整備、隊員の技術向上に努めています。



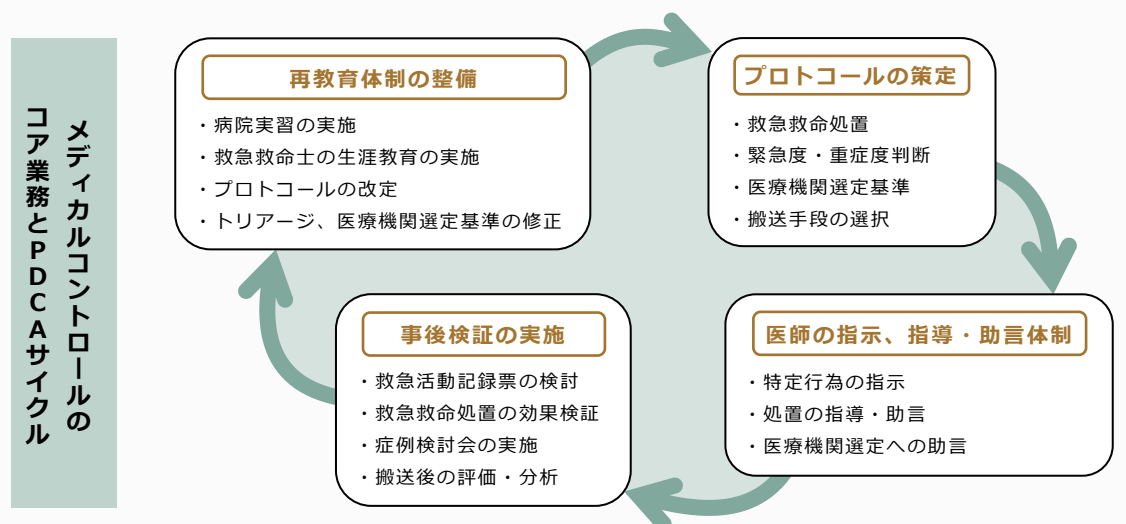
### (4) 救急需要及び救急救命士の処置範囲拡大

救急出場件数は平成30年には過去最高となりましたが、今後、人口減少社会への移行に伴い、徐々に減少することが予想されています。しかしながら、社会ニーズの変化や住民意識の変化等により、今後も救急隊員の質の向上が高く求められることから、さらなる救急救命士の処置拡大が検討されています。



### (5) 救急搬送及び医療機関の受入体制の構築

傷病者の状況に応じたより適切で、円滑な救急搬送及び受入体制の構築を図るため、消防法の一部を改正する法律が平成21年10月30日に施行されました。この改正により「都道府県はメディカルコントロール協議会等を活用した、消防や医療機関等で構成する協議会を設置し、傷病者の受入に関する実施基準を、地域の実情に応じて策定していくこと」とされ、岡山県においてはメディカルコントロール協議会を平成21年に設置して連絡調整や検討を重ねており、救急救命士の質の向上と救命処置の質の担保を図っています。



## （６）住宅防火対策の推進

高齢化に伴って、住宅火災による死者数が増加することが懸念されています。そのため、平成16年の消防法改正により、すべての住宅を対象として、住宅用火災警報器の設置及び維持が義務付けられました。本市においては、設置率が令和4年については86.1%にとどまっているため、さらなる普及啓発活動を継続し、併せて適切な維持管理の方法とその必要性、並びに経年劣化した住宅用火災警報器の交換を推進しています。

## （７）消防団員確保に向けた対策の推進

消防団員の減少に歯止めを掛けるため、平成18年度から消防団員確保のための全国的な運動が展開されてきましたが、全国の消防団員は依然として減少を続けています。地域の実情に精通した消防団は、地域密着性、要員動員力及び即時対応能力の面でも優れた組織であり、大規模災害時の対応や身近な災害への取り組み等、地域の安全・安心の確保には不可欠な組織です。そのため、消防団の重要性を改めて認識し、地域の防災力を向上させる観点からも、以下のとおり積極的に消防団員の確保に努める対策を講じています。

- 事業所との協力体制の推進  
(消防団協力事業所表示制度)
- 女性の入団促進
- 大学生の入団促進
- 公務員の入団促進



機能別消防団員辞令交付式

## （８）消防の広域化

管轄人口が10万人未満のいわゆる小規模消防本部では、管内で発生した火災等に対応する必要最小限の体制しか確保できないため、大規模な災害が発生した場合の対応に課題を抱えています。こうした状況の中、国においては消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化を図るため、平成18年度に「消防組織法の一部を改正する法律」が公布・施行されました。これにより「市町村の消防広域化」が推進され、小規模消防本部の解消が図られています。現在、岡山県においては、各自治体による消防体制を継続することとなっています。

## ア 初動体制等の強化による住民サービスの向上

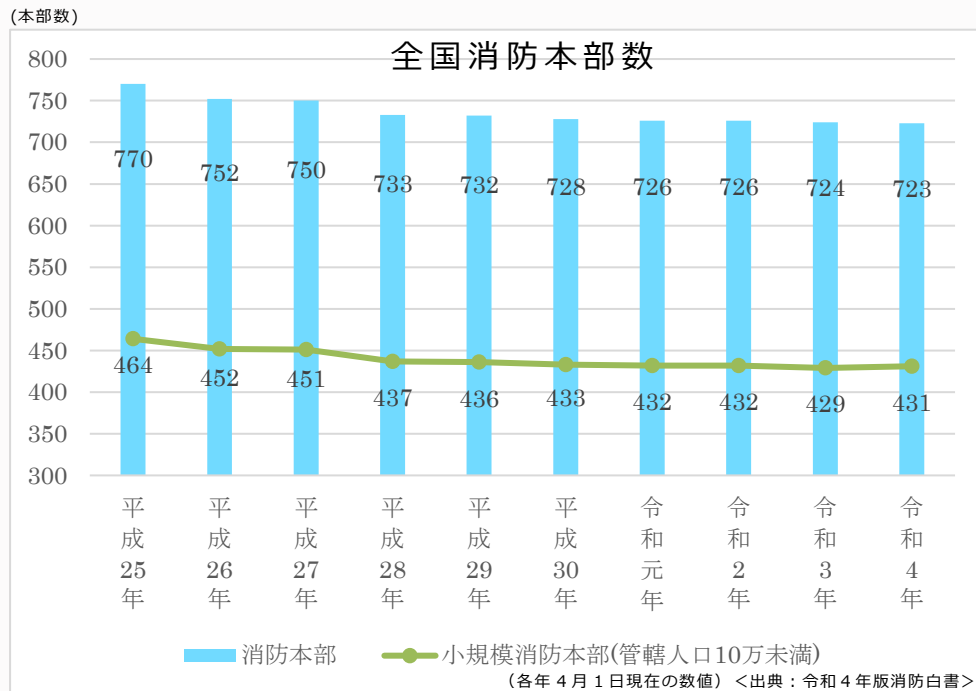
- ▶ 消防本部が保有する部隊数が増えるため、初動出動台数が充実し、初動体制・増援体制の強化が図られる。
- ▶ 管轄区域の見直しによる現場到着時間の短縮

## イ 人員配置の効率化及び現場体制の充実

- ▶ 本部要員を警防部門へ配置
- ▶ 予防業務・救急業務の高度化・専門化

## ウ 消防体制の基盤強化

- ▶ 広域化により財政規模が拡大するため、高度な車両や消防施設の計画的な整備が図られる。

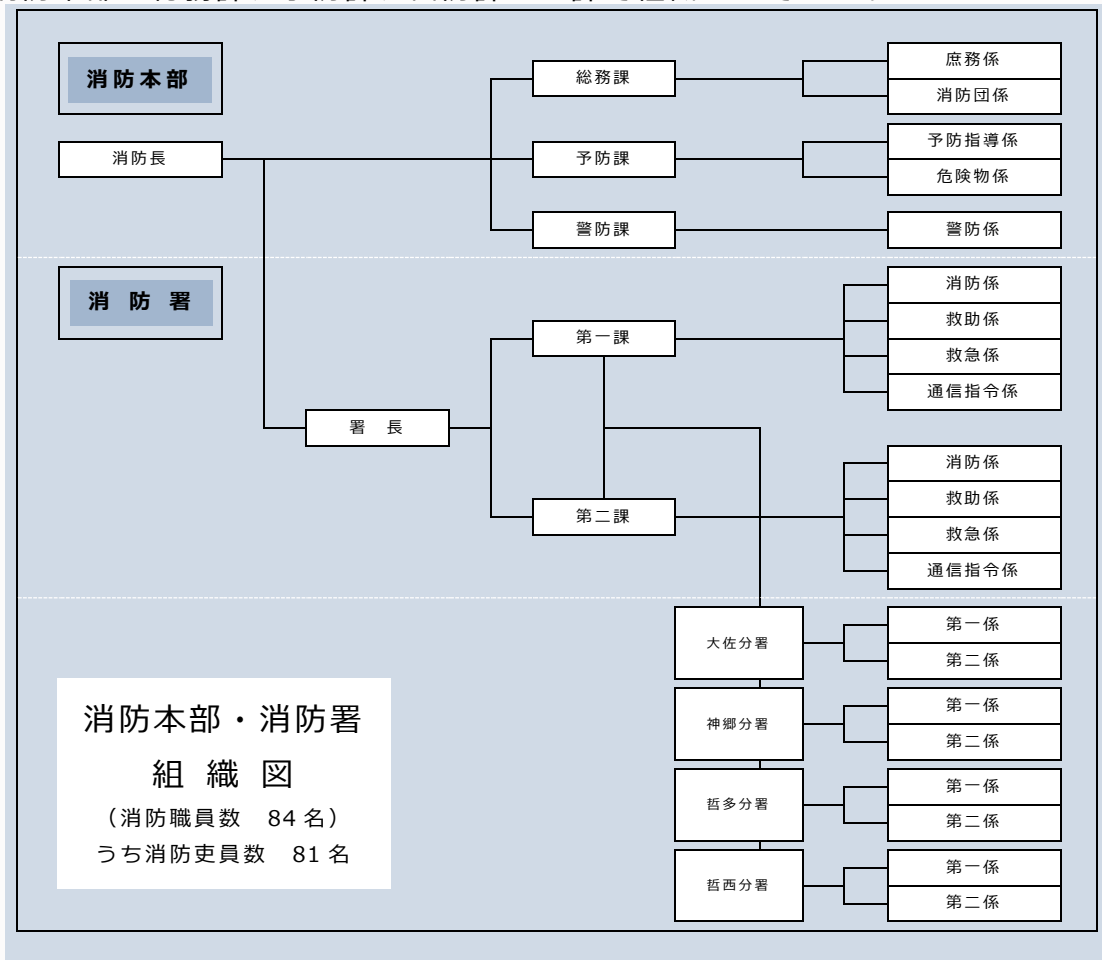


## Ⅲ. 策定に向けた現状

# 1 消防組織体制

## (1) 消防本部

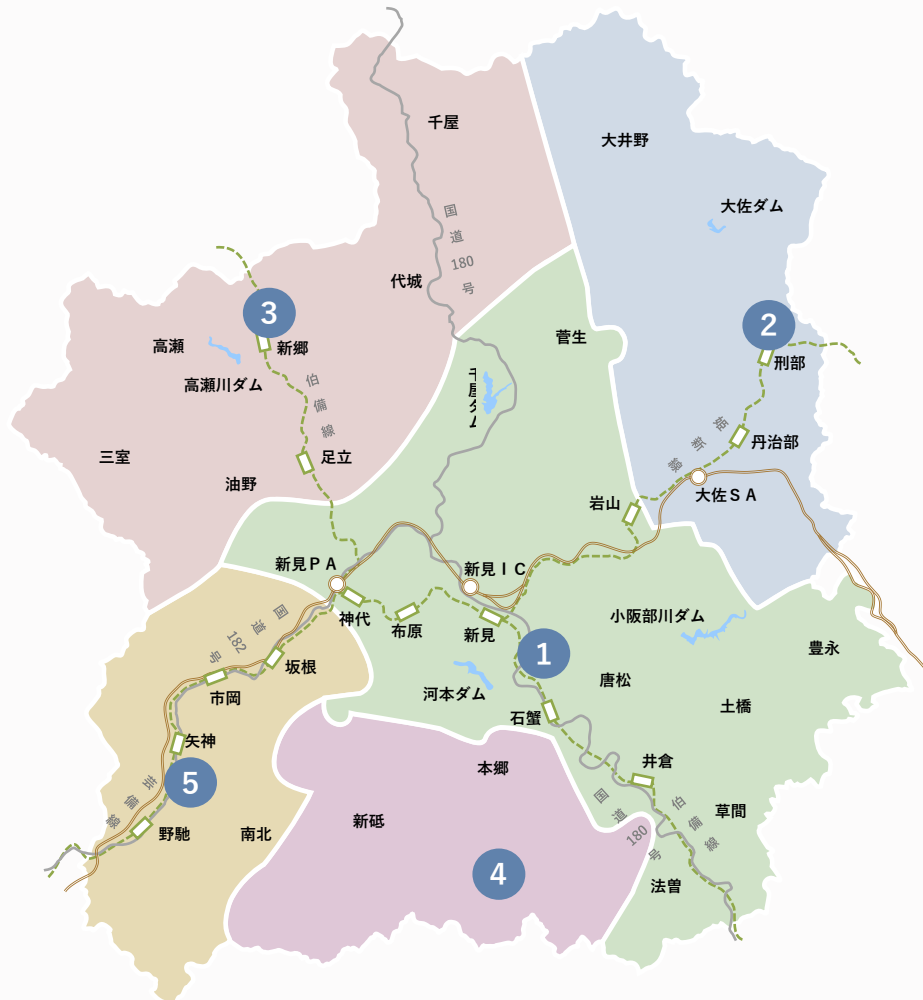
新見市消防本部は、昭和23年3月7日に施行された消防組織法に基づき、昭和43年4月に発足し、昭和47年に隣接する1市4町で消防の広域化が図られ「新見地区消防本部」となりました。その後、平成17年3月31日に、この構成市町の自治体が合併し、「新見市消防本部」と改称されて現在に至っています。これまで1本部・1署・4分署で、各種災害に対する消防体制を構築し、組織・施設・装備等の全般にわたり消防力の充実・強化が図られてきました。現在、消防本部は総務課、予防課、警防課の3課で組織されています。



## (2) 消防署

新見市消防署は、1消防署・4分署体制のもと、24時間、2交替制の隔日勤務で、火災をはじめとする各種災害や救急要請に対応しています。

### (3) 消防庁舎の位置及び管轄区域



①新見市消防本部・消防署  
新見市新見3 1 2 番地 2



②大佐分署  
新見市大佐小阪部1 3 2 7 番地 1



③神郷分署  
新見市神郷釜村1 1 8 7 番地 1



④哲多分署  
新見市哲多町矢戸7 0 1 番地 2



⑤哲西分署  
新見市哲西町矢田2 5 5 9 番地 4

## 2 警防体制

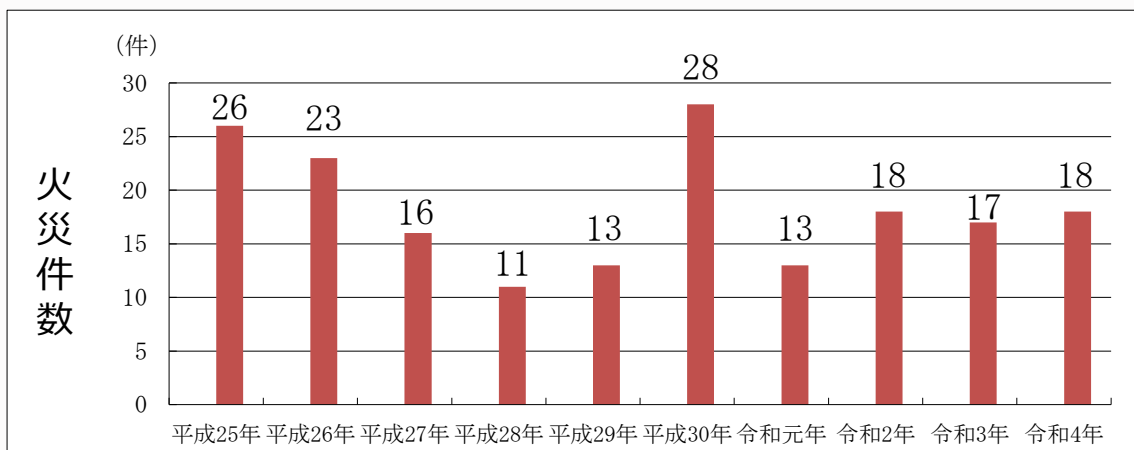
近年、災害や事故が複雑・多様化、大規模化しており、平成30年7月に岡山県下で発生した記録的な豪雨災害では、河川の氾濫により多数の死者や家屋の損壊が発生するなど市民生活に甚大な被害が及びました。また、令和元年9月に新見市内で発生した局地的豪雨災害では、家屋の浸水や土砂流入により市街地に甚大な被害が及びました。このような状況の中、従来の災害対応に加え、これまでにない新たな災害の発生を視野に入れ、全ての災害に的確に対応できる警防体制を確立させるため、資機材の増強、消防水利の整備はもとより、実践的な訓練を行い災害対応能力の強化を図るなど、市民が安全に安心して生活できるまちづくりに積極的に取り組んでいます。



平成30年7月豪雨

### (1) 火災

近年の火災形態は、建物の構造・材料等の変化に伴い、火災の様相も急激に変化してきていることから、様々な火災に対応するために、さらなる隊員の知識・技能の向上が求められています。また、消防吏員の若年化により、火災の現場経験が少ない職員に対する実践的な訓練も必要とされています。このため、消防学校等での最新機材を有効活用した実務訓練等を繰り返し実施することにより、隊員の資質向上に努めています。





## (2) 救助

昭和61年4月の消防法改正に伴い、救助隊が法的に位置付けられたことから、消防機関が担う救助業務は、時代の変遷とともに火災、交通事故、水難事故、自然災害を初め、化学災害などの特殊な災害に及ぶものとなっています。これらの災害に迅速かつ的確に対応できるよう、消防署に救助隊を配置し、救助業務を担っています。



## (3) 救急

消防本部では、より質の高い救急業務を遂行するため、救急業務の高度化や円滑な救急搬送、受入体制の構築に取り組んでいます。救急隊は、本署へ2隊、分署へ各1隊を配置し、計6隊で市内の救急業務を担っていますが、専任救急隊はなく、消防隊、救助隊との兼務運用となっています。



救急業務の高度化については、救急救命士の計画的な養成、継続的な救急救命士の病院実習及び一般救急隊員に対する再教育の実施のほか、地域メディカルコントロール協議会と調整を図りながら、着実に進めています。



また、円滑な救急搬送、受入体制を構築するため、救急事案によっては救急隊員の増員や救急救命士の応援出場、さらには、ドクターヘリ・ドクターカー・消防防災ヘリを早期に要請するなど、円滑な救急搬送に努めています。受入体制については、新見医師会や新見市メディカルコントロール協議会と連携を図り、症例検証会等を通じて継続的に協議を行っています。

さらに、学校や事業所での救急講習をはじめ、年2回の普通救命講習、上級救命講習を公募型で実施するなど、1人でも多くの市民が応急手当を行うことができるよう育成に努めています。

#### (4) 通信指令

平成22年3月に高機能通信指令センター（消防緊急通信指令台）を消防署に設置し、24時間体制で119番通報の受信、窓口業務、気象観測等の業務に当たっています。また、平成24年度には停電時においても72時間電源供給ができるよう、自家発電設備を導入し、平成26年度にはアナログ無線の廃止に伴い消防救急デジタル無線を整備しました。



さらに、救命率向上のため、通信指令員が119番通報時から救急車が到着するまで、通報者に必要な応急処置を指導する「口頭指導」についても積極的に実施しています。

#### (5) 施設・装備

複雑・多様化、大規模化する各種災害に対応するためには、災害対応の拠点としての役割を果たす施設を初め、装備、資機材が必要不可欠であることから、車両や資機材の増強を積極的に推進しています。

##### ア 庁舎施設

昭和57年に民間から取得した消防本部庁舎及び同年に新築した車庫、通信指令室が入る消防署棟は、改修、修繕を繰り返しながら、新見市の災害対応の拠点として使用しています。しかし、消防車両の大型化、災害の多様化による資機材の増強、安全性・機能性の観点から、抜本的な改善の必要性があります。

なお、分署庁舎については、平成に入ってから順次建て替えが完了していません。

昭和57年4月	消防庁舎(本部・署)用地・建物取得、敷地面積:2082㎡ 建物:鉄筋コンクリート造り2階建 延べ床面積385.20㎡
57年9月	消防庁舎(本部・署)新築・改造工事竣工 消防署新築、鉄骨造り平屋建て420.07㎡ 既存棟改造
平成9年3月	大佐分署新築(敷地面積1280.69㎡、建物面積270.06㎡)
14年3月	神郷分署新築(敷地面積1274.31㎡、建物面積267.52㎡)
15年2月	哲西分署新築(敷地面積1281.29㎡、建物面積268.25㎡)
16年3月	哲多分署新築(敷地面積816.95㎡、建物面積268.00㎡)

## イ 車両配備

消防車両は、本署には水槽付き消防ポンプ車、多目的消防ポンプ車、指揮車、消防ポンプ車、救助工作車を各1台、救急車を2台、各分署には消防ポンプ車、救急車を各1台配備し、合計15台で各種災害に対応しています。



水槽付き消防ポンプ車



多目的消防ポンプ車



指揮車



消防ポンプ車



救助工作車



救急車

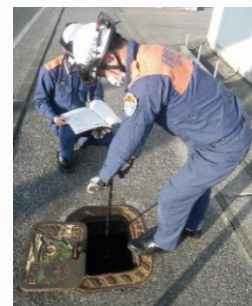
## ウ 資機材整備

災害活動用資機材は、消防車両の整備とともに積載品として整備しているほか、高度救急資機材や高度救助用資機材など、災害種別に応じた活動用資機材を順次整備しています。特に救急隊は、急速に拡大していく救急救命処置に対応するため、高度救急資機材の整備はもとより、救急救命処置を適切に実施するために訓練用資機材の充実を図っています。

また、個人装備品である防火衣等も計画的に更新し、職員の安全確保に努めています。

## (6) 消防水利

火災の発生時に迅速な消火活動を行うための消防力の3要素として、消防水利は、装備（施設）及び人員とともに重要です。消防本部では、消防水利の定期的な調査を実施するとともに、消防水利が少ない地域に防火水槽を新設するなど、消防水利の整備に努めています。



### 3 予防体制

予防業務については、消防本部予防課が中心となり、一般住宅や事業所からの火災を予防することを目的に、市民に対しては、春と秋の火災予防運動週間をはじめ、文化財防火デー、危険物安全週間に防火教育訓練を開催するなど、防火意識の高揚、防火思想の普及啓発に努めるとともに住宅用火災警報器の適正な設置に向けた指導を行っています。また、事業所に対しては、火気の使用、取り扱いや消防用設備等の設置指導、危険物施設等の許認可や検査、防火対象物等への立入検査を行っています。



近年、業務内容は、高度化、多様化しており、防火対象物にかかる違反是正などの業務を円滑に遂行するために、より高度な知識と技術が職員に求められています。

このことから、消防庁は平成18年4月から「予防技術資格者」の資格を有する職員1人以上を、消防本部に配置することを決めました。当消防本部においても資格取得者の養成に努めており、令和5年4月1日現在、9名が保有しています。



毎年、危険物取扱者保安講習などの講習が行われています。



消火器による消火は、市民にとって最も身近でかつ迅速に対応できる初期消火方法です。訓練により取り扱いを習熟することで、地域防災力の向上に繋がります。

## 4 新見市消防団の状況

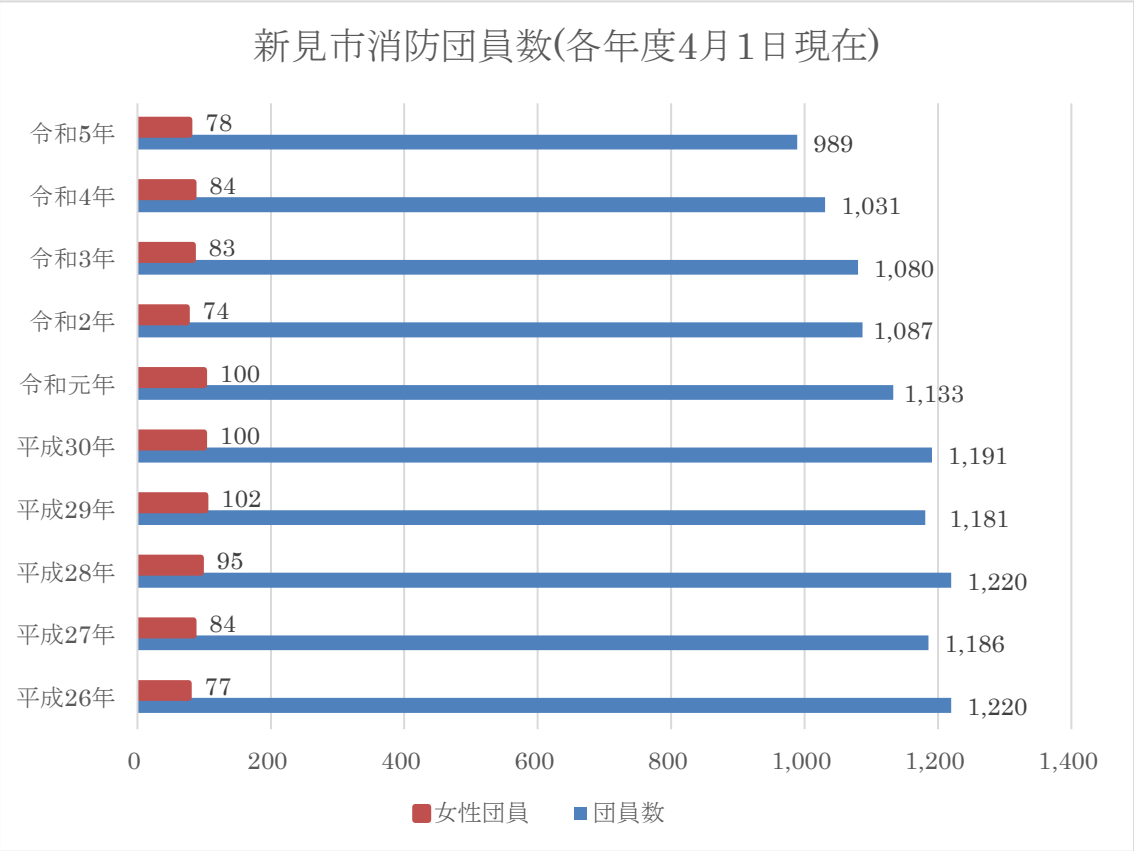
新見市消防団は、令和5年4月1日現在、1本部9分団44部、989名の団員で構成されています。



消防団は、消防組織法に基づいて市町村に設置されている非常備の消防機関であり、消防団員は日常、各自の職業に従事しながら郷土愛護の精神に基づき消防活動に従事する非常勤特別職の地方公務員です。

日頃から消火栓点検や消防ポンプ点検、さらには厳正な規律訓練や消防操法訓練等を行い、火災の発生に備えています。

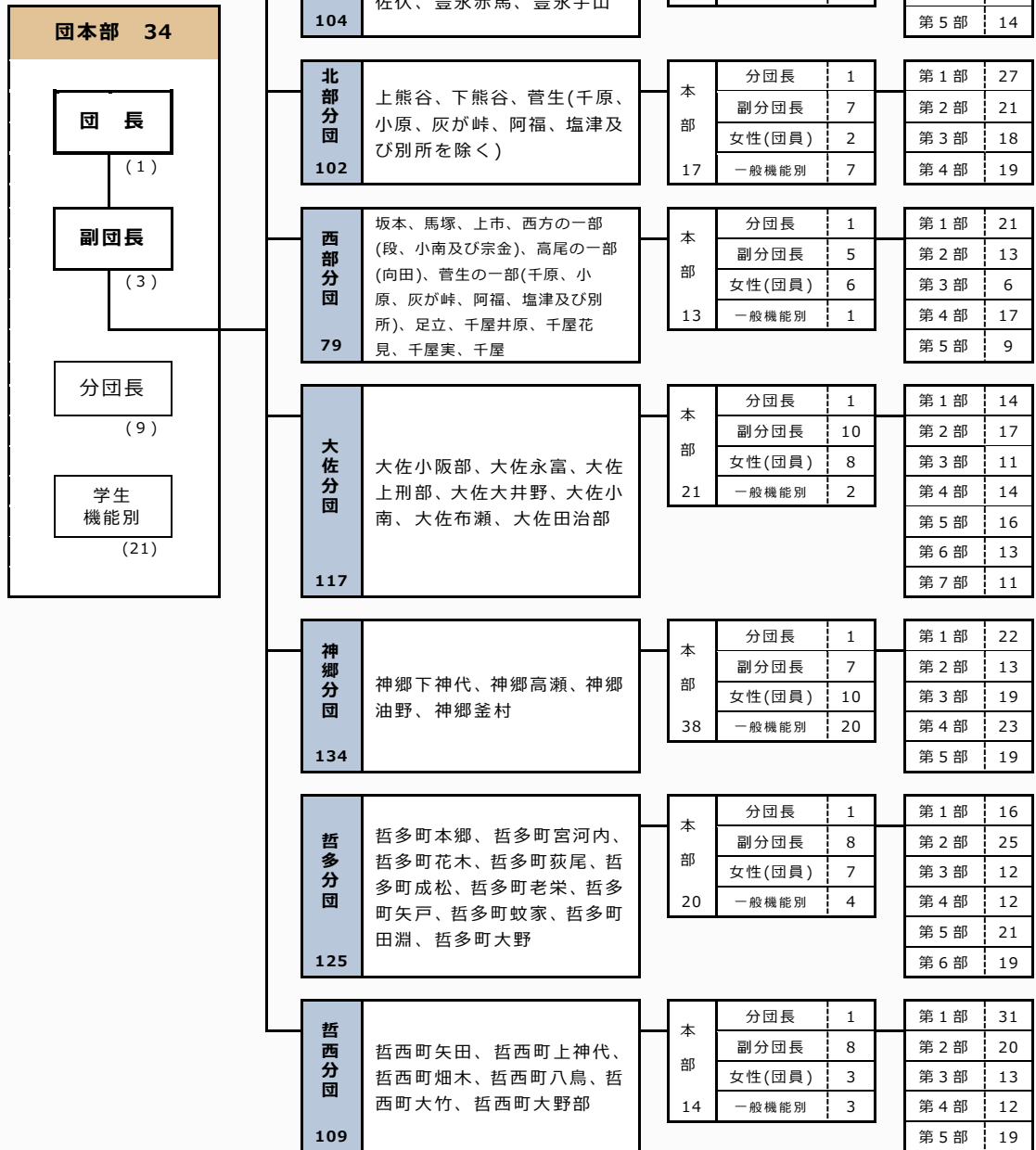
また、消防団は消火活動のみならず、地震や風水害等多数の人員を必要とする大規模災害時の救助活動、避難誘導、災害防ぎょ活動など非常に重要な役割を果たしており、地域に密着した活動により、地域コミュニティの活性化にも大きな役割を果たしています



# 新見市消防団 組織図

(1本部9分団44部)

令和5年4月1日現在



## 5 自主防災組織等

### (1) 自主防災組織

自主防災組織は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という自覚と連帯感に基づき、自主的に結成された組織であり、災害による被害を未然に防ぎ、災害発生時の被害を軽減するための活動を行う組織です。

平時には防災知識の普及や啓発、地域内の安全点検や防災訓練などを行い、災害が発生した場合には情報を収集して住民に伝えるとともに、初期消火や避難誘導、避難所の運営などを担います。

本市においては、令和5年4月1日現在、31の自主防災組織が結成されています。

消防本部では、自主防災組織に対して災害対応に必要な基礎的な初動対応から、実践的な防災訓練に至るまで幅広く地域に応じた訓練指導を随時行い、地域防災力の向上に努めています。



### (2) 防火委員会

防火委員会は、幼年消防クラブ、少年消防クラブ、女性防火クラブ等で組織されており、地域住民の安全・安心を守るため、火災予防の啓発及び防火活動を展開するとともに、各クラブの育成や会員の研修に努めています。

本市の防火委員会は、令和5年4月1日現在、市内37団体が参加し、1,616名の会員で組織されています。

幼い頃から火災予防思想の高揚を図る「自助」を学び、地域住民同士の「共助」に携わっていくことは、地域防災力の向上に欠かすことはできません。



＜参考＞ 消防学校教育訓練内容

		課 程	目 的	
消 防 職 員	初任教育		新規採用消防職員の消防全般にわたる基礎教育を行う。	
	幹部教育	初級幹部科	指揮監督能力を錬成するとともに消防行政推進に必要な知識と技術を修得させる。	
		中級幹部科	組織の管理運営や現場活動の安全管理など職場における監督者としての幅広い知識を修得させる。	
	専科教育	警防科	警防業務を担当している消防職員は、特定の分野に関する知識と技術を修得させる。	
		予防科	予防業務を担当している消防職員は、特定の分野に関する知識と技術を修得させる。	
		火災調査科	火災調査を担当している消防職員は、特定の分野に関する知識と技術を修得させる。	
		救急科	救急隊員として必要な特定の分野に関する知識と技術を修得させる。	
	特別教育	救助科	救助隊員として必要な特定の分野に関する知識と技術を修得させる。	
		水難救助科	技術の向上を図り、日本赤十字社の救助員の資格を取得させる。	
		実火災体験型訓練研修	火災の性状を理解し、知識と技術を修得させる。	
		通信指令研修	入電時の災害選定、現場特定並びに口頭指導等に必要な知識及び技術を修得させる。	
		ブラッシュアップ研修	救急救命士は、さらなる高度な技術、知識及び判断力を修得させる。	
消 防 団 員	基礎教育		消防団員として必要な知識と技術を修得させる。	
	幹部教育	初級幹部科	指揮能力の向上を図る等、必要な知識と技術を修得させる。	
		指揮幹部科	現場指揮課程	災害時の現場指揮、安全管理及び防災指導要領を修得させる。
			分団指揮課程	災害時の分団の管理運営要領及び効果的な現場活動のあり方を修得させる。
	専科教育	警防科	災害現場活動に必要な知識と技術を修得させる。	
		機関科	ポンプ運用等、機関員として必要な知識と技術を修得させる。	
	教育別	水災害等対応講習	水災害現場活動に必要な知識と技術を修得させる。	
	一般教養	教育訓練を行い、消防団員の資質の向上を図る。		
自 主 防 災 組 織 等	事業所自衛消防隊員教育		消防防災に関する基礎知識と技術を修得させ、事業所災害の防止を図る。	
	少年消防クラブ員教育		消防の仕事を確認させるとともに防火意識の高揚を図る。	
	女性防火クラブリーダー研修		防火、防災と災害時の活動について必要な知識と技術を修得させる。	
	女性消防隊員育成研修		火災予防や防災に関する基礎知識を訓練と体験により修得させる。	
	各自主防災組織等研修		防災に関する基礎知識と技術を修得させ、防災意識の高揚を図る。	



## IV. 主要な課題と取り組み

## 1 消防本部・消防署の課題と取り組み

### (1) 消防力の強化

本市における道路を初めとした交通網や土地区画の整備促進、建築物の高層化、火災原因の複雑化、救急ニーズの多様化などにより、消防を取り巻く環境が大きく変化していることから、今まで以上に効果的、効率的でかつ強力な消防体制を確立するためには、新見市全体の消防力の強化を図る必要があります。

そのため、手狭で老朽化が進んでいる消防庁舎については、新たな防災拠点として現在新しい消防庁舎の建設工事に着手しています。

また、持続的な消防力の強化を図るため、以下の3点を主眼として、今後の人口動態や現場到着時間等を勘案し、効果的な分署再配置等の抜本的な見直しを段階的に進めていきます。

#### ① 初動体制の充実

初動体制を充実させることにより、統一的な指揮のもと、迅速で効果的な災害対応が可能になります。

#### ② 人員配置の効率化

人員を適正に配置することにより、担当職員の専任化が図れ、質の高い消防サービスの提供が可能になります。

#### ③ 消防体制の基盤強化

消防・救急車両、資機材の計画的な整備ローテーションの設定、職務経験不足の解消、各種研修への職員派遣など組織管理の観点からも多くのメリットが期待できます。

### (2) 消防体制の充実

「消防力の整備指針」では、消防ポンプ自動車等の搭乗隊員数の基準が示されています。本市においては、当該基準を満たした運用ができていない現状であり、職員の安全管理にも問題があります。消防ポンプ自動車で原則4名搭乗を満たすことができる人員配置に見直す必要があります。今後、人口減少社会への移行に伴う人口動態や偏りを踏まえ、人員及び消防車両の再配置について見直しを進めていくとともに、職場の安全衛生体制の充実を図っていきます。

また、消防に対する市民ニーズの増大や複雑・多様化する各種災害に迅速かつ的確に対応するため、本市の消防資源を有効に活用していくとともに、ドローンやIP無線を初めとする消防防災分野におけるDX及び情報ネットワーク化を推進し、情報共有体制を構築していきます。

さらには、本市も甚大な被害を受けた豪雨災害を教訓に、今後発生が危惧されている大規模自然災害や特殊災害を踏まえた消防防災体制の整備に努めます。

### (3) 消防・救急・救助体制の充実

#### ア 消防・救急車両の整備及び更新

社会の変化を見極めながら各種災害時での機動性・汎用性等を考慮し車両・台数の見直しを行う必要があるため、現有する消防・救急車両の点検・整備に万全を期し、新見市消防・救急車両更新計画を基に順次車両を更新していき、災害対応力の強化を図っていきます。

#### イ 救急隊員の再教育体制の充実

今後も救急業務における高度で専門的な知識と救急処置技術を維持していくため、指導救命士を中心に再教育に力を注いでいく必要があります。また、地域性から搬送時間が長いため、的確な判断を要求されることも多くなることから、メディカルコントロールを中心とした活動内容の検証体制を強化します。さらに、救急救命士は病院実習を中心とした生涯教育を計画的に進めていきます。

#### ウ 救助隊員の教育体制の強化

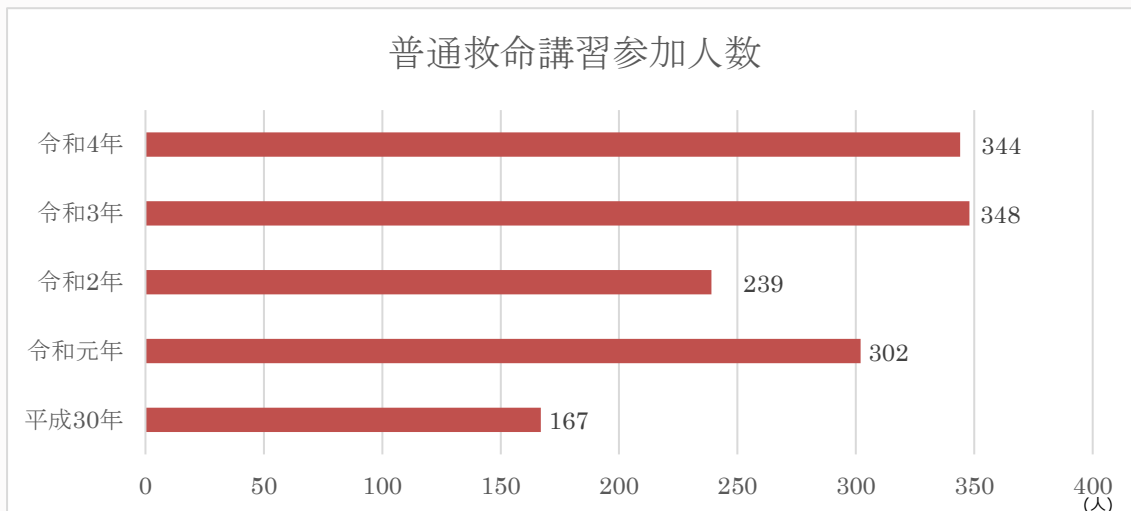
頻発・激甚化する自然災害に加え、複雑・多様化する各種事故に対応するため、更なる救助活動能力の強化が求められています。特殊災害に対応できる救助隊員を育成するため、研修機関に職員を派遣して、隊員の効率的・効果的な教育訓練を進めていきます。

#### エ 救急車の適正利用の啓発

令和4年中の救急搬送人員1,522人のうち、入院を伴わない軽症者が約27%を占めています。また、地域性からも転院搬送業務の増大が懸念されています。今後も救急に関するイベント等を通じて、救急車の適正利用に関する啓発活動を展開していきます。

#### オ 普通救命講習修了者の養成

普通救命講習修了者は年平均約280人で、市民及び事業所の積極的な講習参加が実現しています。今後も修了者の増加に向け実施体制を検討していきます。



#### (4) 通信指令施設の充実

##### ア 消防緊急通信指令台

平成22年3月に導入され13年が経過した消防緊急通信指令台は、令和5年度に更新を予定していますが、今後も計画的な更新整備が必要です。

##### イ 消防救急デジタル無線

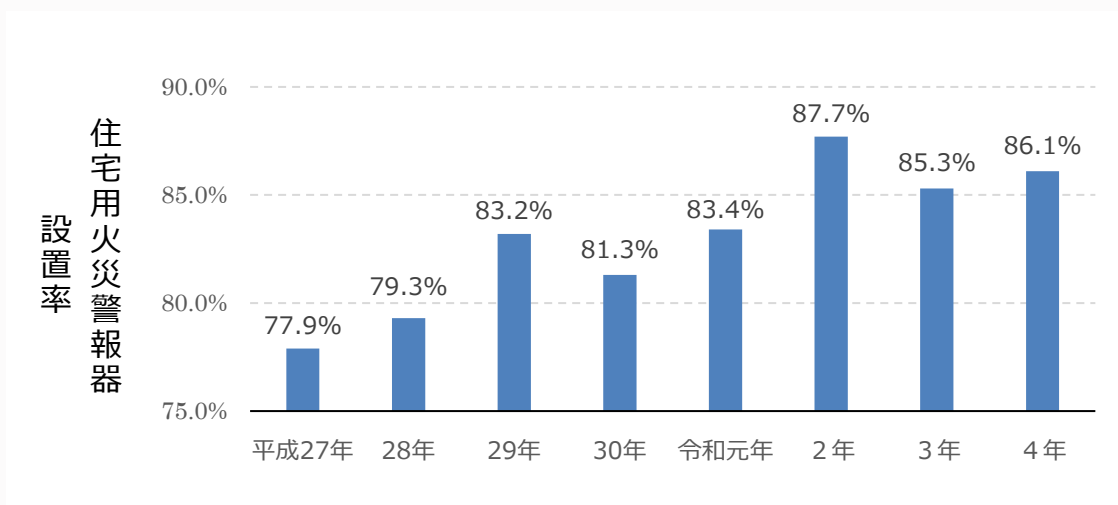
平成26年11月に運用を開始した消防救急デジタル無線は、今後、保守期間の終了に伴い機器の更新が必要となってくることから、計画的に更新を行う予定としていますが、今後は組織間の相互通信、優先接続、セキュリティの確保など最適な通信環境の整備にも努めていきます。

#### (5) 火災予防体制の充実

##### ア 住宅防火対策の推進

住宅火災による被害の軽減を図るため、住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理の必要性や方法等の具体的な広報を実施します。また、高齢者の被害が多いことから、出火危険を低減させる安全性の高い機器の使用を促進し、高齢者と接する機会が多い関係団体等と連携して、効果的な防火対策の推進を図

ります。



#### イ 査察執行体制の充実強化

火災予防上、対策の必要性が高い施設を優先した査察計画を策定し、効率的な立入検査を行い、違反や是正状況を把握することにより、消防法令違反に対して早期に是正指導を実施する必要があります。そのため、予防課職員と消防署職員が連携して行う体制を構築し、査察体制の強化を図ります。

#### ウ 危険物施設の安全対策の強化

危険物施設に係る災害は甚大な被害と人命危険を伴うため、立入検査による適切な貯蔵、取り扱い等に係る指導を徹底するとともに、事故情報を含めた危険物に関する様々な情報を発信して注意喚起することにより、事業所における各施設の火災や危険物漏えい事故の危険性に即した安全対策の強化を図ります。

#### エ 予防技術資格者の養成

予防業務は、高度化・多様化しており、火災の予防に関する高度な知識及び技術を有する予防要員を確保する必要があります。今後も引き続き予防技術資格者を計画的に養成し、各署々へ配置します。

## 2 消防団の課題と取り組み

### (1) 消防団拠点の整備

広域化、大規模化する各種災害への対応は常備消防のみでは困難です。非常備消防である消防団の車両の更新・整備を推進し、機動力の強化を図るとともに、活動拠点施設である詰所、機庫の整備を計画的に進めていきます。

### (2) 消防団員の確保（機能別消防団員・女性消防団員の加入促進）

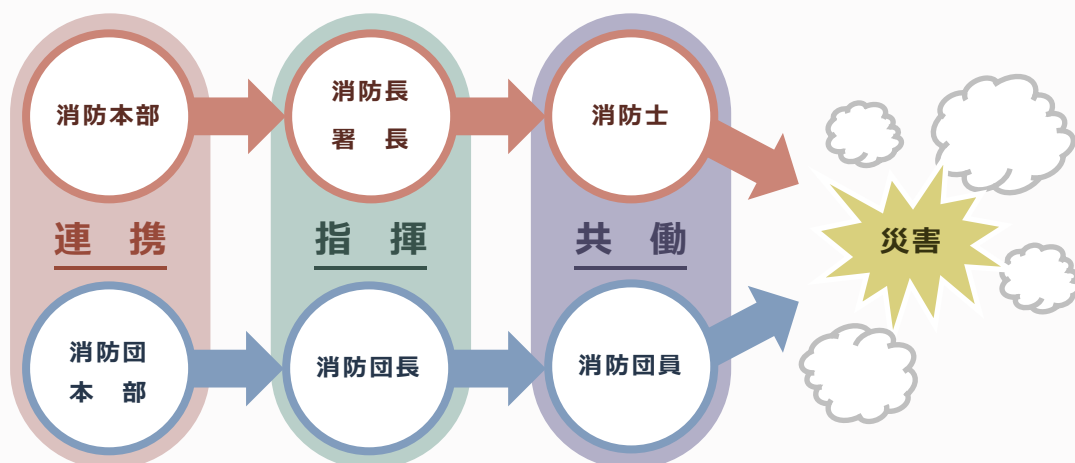
消防団は全国各地において発生している災害に対し、被害軽減、住民の安全確保に活躍しています。消防団は、地域住民を中心とした組織として、幅広い防災力と地域コミュニティとの連携を強化し、地域防災体制の中核的存在としての役割を担っていく必要がありますが、全国的に消防団員数が減少しており地域防災力の低下が大きな課題となっています。本市においても同様の傾向にあります。将来も持続可能な消防団活動を維持するためにも、機能別消防団員、女性消防団員の役割を整理するなど入団しやすく活動しやすい環境の整備や地域の実態にあった団員確保対策の推進に努めるとともに、小中高生への周知活動による次世代の消防団員の育成にも目を向け、消防団の活性化と団員確保に取り組んでいきます。

### (3) 事業所等における消防団への協力表示制度

消防団員に占める被用者の割合が増加していることから、活動環境を整備するうえで事業所等の消防団活動に対する一層の理解と協力が不可欠です。本市においては、平成21年度から事業所等の従業員が消防団活動に参加しやすい環境づくりの一環として、当該事業所が地域への貢献を果たしていることを公表し、地域での信頼性が向上するよう協力表示制度を導入しています。今後も消防団活動をよりスムーズかつ有意義に行うことができる環境づくりを推進します。

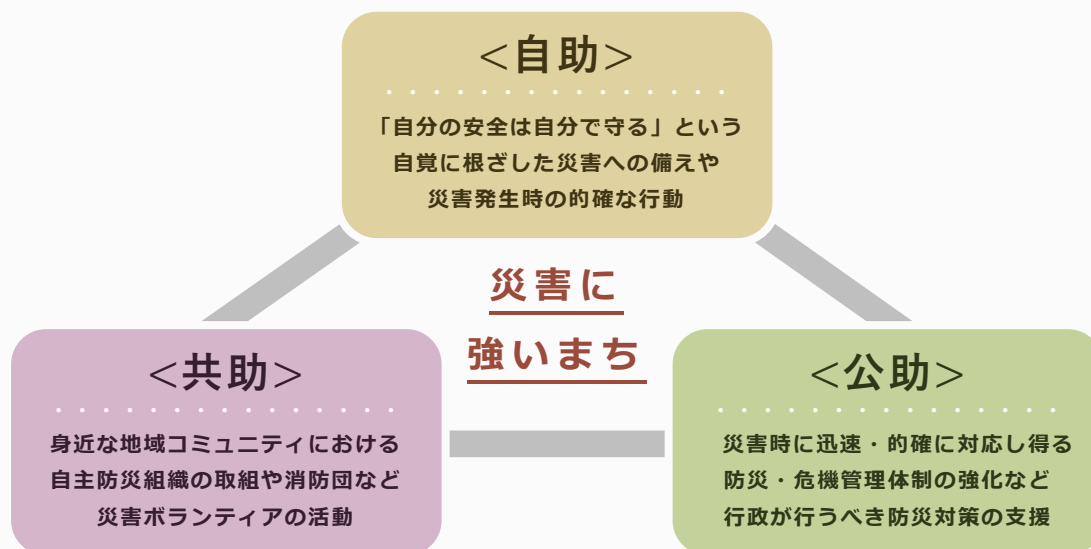
#### (4) 消防本部（署）・消防団との連携

全国的に多発している地震や豪雨などによる大規模な災害が発生した場合、消防本部（署）と消防団との協力体制は欠かせません。防災訓練などの合同訓練を通じて相互の連携を強め、大規模災害等の有事に備える必要があります。



### 3 自主防災組織等の課題と取り組み

平成30年7月豪雨災害や令和元年9月集中豪雨災害において、市民の自主的な防災活動や救援活動は大きな役割を果たしました。今後は、「自分の安全は自分で守る」に加え、「地域の安全は地域で守る」を基本に、防災力を高めるための取り組みを地域、事業所と行政が協働して推進する必要があります。



## (1) 地域防災力の強化

### ア 防災訓練等の推進

地域住民が災害対応を担うには、市民が主体となった初期消火、避難誘導、避難所の運営等の防災活動に関するスキルを向上させなければなりません。このため、自主防災組織が行う防災訓練や防災教室等に消防本部・消防署が積極的に参加し、指導・助言を行っていきます。

### イ 地域の防火活動の推進

地域における火災予防活動を推進するため、消防団、自主防災組織並びに防火委員会等の各団体が中心となって活動していますが、高齢化、核家族化及び共働き世帯の増加等による社会情勢の変化に伴い、組織運営が困難な状況になっています。これらの団体組織の運営を支援し、連携することにより効率的かつ効果的な火災予防活動が推進できるよう努めていきます。

## (2) 事業所との協力体制の構築

大規模災害が発生した時に、地域と事業所が連携し被害を最小限に抑えることができる協力体制を構築する必要があります。そのため、消防と事業所が相互に連携し、法令改正、防火講習、安全対策等の情報共有を行い、事業所の防火意識の高揚及び防火対策の向上を図っていきます。

## (3) 防災教育の充実

市民が自らを守る知識と技術を習得することにより、災害対応能力の向上を図るとともに、日常生活に密着した防災知識の普及・啓発など防災教育を充実させるためにも、地域や事業所において防災教育を行うことができる防災リーダーを育成していく必要があります。そのため、消防庁舎の建て替えと同時に庁舎内に防災教育施設を設け、市民、事業所向けの防災教育訓練を実施します。



## おわりに

新見市総合計画に掲げる「安全で、市民生活を支えられるまち」を実現するためには、刻々と変化する市民ニーズ、災害の種類や規模、人口動態、インフラ整備による地域構造を的確に捉え、将来に向けた持続可能な消防体制を構築し、消防力の強化を図ることが求められます。

そのためには、消防力を十分発揮できるよう防災の拠点として、新たな消防庁舎を建設するとともに、人的、物質資源をより効果的に活用するため、分署の再編を進める必要があります。また、消防車両や資機材の充実を図るとともに、職員を研修機関に派遣することにより資質向上に努めることも不可欠です。

更に、消防団をはじめ自主防災組織や市民一人一人の防災意識の向上を図るため、予防啓発活動や防災訓練を行うとともに、防災教育を行うための研修体制を確立するなど地域防災力の強化に繋がる取り組みも必要と考えます。

新しい消防防災体制を構築するため、市民と一体になって、計画的に消防防災力強化の推進に努めていきます。

新見市消防本部

# 新見市消防体制基本構想計画

令和3年4月

令和6年1月改訂

発行／新見市消防本部

編集／新見市消防本部総務課

〒718-0011 岡山県新見市新見 312 番地 2

TEL0867-72-2813